

新潟県庁舎（職員会館・西回廊交流ラウンジ）日常清掃業務委託契約書

新潟県（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）は、新潟県庁舎職員会館及び西回廊交流ラウンジ（以下「職員会館等」という。）の日常清掃業務について、次の条項により契約を締結する。

（目 的）

第1条 甲は、職員会館等の清掃作業を別途定める新潟県庁舎（職員会館等）日常清掃業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき乙に委託し、乙は仕様書及びこの契約書の定めるところにより誠実に作業を行うものとする。

（委託期間）

第2条 契約の委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（作業員）

第3条 作業員の指揮監督は、すべて乙において行うものとし、乙は作業員の行為については、甲に対し一切の責任を負うものとする。

2 乙は、作業員に県の庁舎管理に関する諸規程及び別紙の仕様書等の内容を守らせなければならない。

（作業の変更）

第4条 増改築及び公務上の必要等により、作業の変更又は仕様書の範囲を超える作業が必要となった場合には、甲乙協議の上、乙に増減に応じた作業を実施させることができるものとする。

2 前項の作業の変更に伴う委託料の増減については、その都度甲乙別途協議する。

（秘密の保持）

第5条 乙は、この契約の遂行により知り得た甲の業務上の一切の情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、この契約の遂行のためのみ使用することとする。また、本条の規定は、この契約後も引き続き効力も有する。

（個人情報の保護）

第6条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のために別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（経費の負担）

第7条 この契約による作業に必要な経費は、電気・水道料などの光熱水費を除きすべて乙の負担とする。

(委託料)

第 8 条 この契約に基づく委託料（以下「委託料」という。）の額は次のとおりとする。

年額 金 円

（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円）

(損害の負担)

第 9 条 業務の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生 が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。

2 乙は、業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(成果報告書の提出)

第10条 乙は、業務の実施を完了したときは、仕様書に基づき遅滞なく業務の成果に関する報告書（以下「成果報告書」という）を甲に提出しなければならない。

(検査)

第11条 甲は、成果報告書を受理したときは、業務の成果について検査を行うものとする。

2 乙は、業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。この場合においては、前条の定めを準用する。

3 第 1 項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査（以下「検査」という。）及び前項の補正に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(委託料の支払)

第12条 乙は、毎月、業務の成果が業務報告書提出による検査に合格したときは、別表の定める区分に従い当該月分の委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の定めにより、乙の提出する適正な支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に、委託料を乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第13条 甲及び乙は、この契約上の地位並びにこの契約から生じる権利及び義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約業務の再委託)

第14条 乙は業務を第三者（以下「再委託先」という）に譲渡、又は再委託することができないものとする。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

- 2 乙は、前項ただし書きに基づき再委託を行った場合は、再委託先をしてこの契約に定める乙の義務と同等の義務を順守させるものとし、再委託先が当該義務に違反したときは、再委託先による当該義務違反は乙の違反とみなして、その一切の責任を負うものとする。

(契約の解除)

第15条 甲及び乙は、相手方がこの契約に違反した場合、相当な期間を定めて違反の是正を書面により催告し、その期間内に違反が是正されなかったときは、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙の履行が不完全だと認めたときは、相当な期間を定めてその履行を書面により催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。
- 3 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、この契約を解除することができる。
 - (1) 乙又は作業員が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
 - (2) 甲の委託方針が変更されたとき。
 - (3) その他、前各号に準ずる事態が生じたとき。
- 4 甲は、前項第1号の事由による場合は、催告することなく、直ちに、契約を解除することができる。
- 5 甲は、前各号の規定により契約を解除された場合において、乙に損害が生じたとしても、損害賠償の責めを負わないものとする。

第16条 甲は、前条に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行った場合において、当該排除措置命令があったことを知った日から6箇月間又は当該排除措置命令の日から1年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令(以下「課徴金納付命令」という。)を行った場合において、当該課徴金納付命令があったことを知った日から6箇月間又は当該課徴金納付命令の日から1年間(以下この号において「出訴期間」という。)を経過したとき(出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。)

(3) 乙が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 甲は、前条又は前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は打ち切ることができる。

(1) その役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

(4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- 3 前2項の規定により契約が解除された場合において、乙に損害が生じたとしても、甲は損害賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第17条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたとき、及び新潟県財務規則に違反したときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

- 2 乙は、前号によるほか、乙の故意又は過失により、甲に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償する責任を負うものとする。

- 3 乙は、業務の実施にあたり甲の責めによる以外の理由により第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負うものとする。

(協議事項)

第18条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙で協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

令和8年 月 日

新潟市中央区新光町4番地1

甲 新 潟 県

代表者 新潟県知事 花角 英世

乙

別表

委託料支払区分

月	支払金額			備考
	合計	職員会館	西回廊交流ラウンジ	
4月	円	円	円	
5月	円	円	円	
6月	円	円	円	
7月	円	円	円	
8月	円	円	円	
9月	円	円	円	
10月	円	円	円	
11月	円	円	円	
12月	円	円	円	
1月	円	円	円	
2月	円	円	円	
3月	円	円	円	
合 計	円	円	円	

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、この契約のよる業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

（収集の制限）

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第5 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（複写・複製の禁止）

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（作業場所の指定等）

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

（資料等の返還等）

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

（事故発生時における報告）

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（調査等）

第10 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めることができる。

（指示）

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

（再委託の禁止）

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

（損害賠償）

第13 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

（契約解除）

第14 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。